

桜区の将来像の推進に係る懇話会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市総合振興計画後期基本計画における桜区の将来像の推進に当たり、桜区において活動する各種団体から現在の桜区の様子及び状況について感想を聴くため、桜区の将来像の推進に係る懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 懇話会の委員は、桜区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

(座長)

第3条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

(会議)

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

(会議の公開)

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、桜区役所区民生活部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。